

平成26年（行ウ）第8号、平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

準備書面（1）

平成27年3月31日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井戸謙一

ほか18名

目次

（はじめに）	- 1 -
1 第1の基準—年1ミリシーベルトを超える被ばく	- 2 -
2 第2の基準—（放射線）管理区域	- 2 -
(1) 法令の定め	- 2 -
(2) （放射線）管理区域の趣旨	- 4 -
3 第3の基準—放射性同位元素の存在	- 7 -
(1) 放射性同位元素	- 7 -
(2) 放射性物質	- 7 -
(3) 法律の趣旨	- 8 -
(4) 小括	- 10 -
(5) 付言	- 11 -
4 基準の具体的適用	- 11 -
(1) 第1の基準	- 12 -
(2) 第2の基準	- 13 -
(3) 第3の基準	- 14 -
5 まとめ	- 15 -

（はじめに）

原告らは、訴状において、県内子ども原告らの請求の趣旨第1項の請求について、今なお年1ミリシーベルトを超える被ばくにさらされている県内子ども

原告らには、それぞれが在学する小・中学校又は特別支援学校の設置主体である被告基礎自治体らに対し、安全な地域で教育を受けることを求める権利がある旨主張した。本準備書面では、県内子ども原告らが、それぞれが所属する基礎自治体に対し、安全な地域で教育を受ける権利を取得する要件（基準）について、改めて整理する。

1 第1の基準— 年1ミリシーベルトを超える被ばく

被告基礎自治体らは、どんなに少なくとも、公衆被ばく線量限度である実効線量年間1ミリシーベルトを超えて子どもが被ばくしないよう、必要な措置を講じる義務がある。それは、(1)わが国の法制が、いかなる低線量被ばくであっても直線的に確率的影響があるという立場に立ち、公衆被ばく線量限度を1ミリシーベルトと定めて、居住禁止や刑罰などの措置をもってしても、限度を超えて公衆が被ばくしないよう、徹底的に保護していること、(2)とりわけ、子どもは放射線に対する感受性が高く、大人以上に保護されなければならないことから導かれる。

上記(1)については、準備書面(3)で、上記(2)については、準備書面(2)でそれぞれ詳述する。

2 第2の基準— (放射線) 管理区域

(1) 法令の定め

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」）

原子力基本法第20条は、「放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。」と定めているが、これを受けて、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄等の取扱い等を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められたのが、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）である（同法第1条）。同法施行規則第1条1号は、管理区域を次のように定義づけている。

- (ア) 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのある場所
- (イ) 空気中の放射線同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超えるおそれのある場所
- (ウ) 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める濃度を超えるおそれのある場所

ここで、上記アの原子力規制委員会が定める線量(①)、ウの原子力規制委員会が定める濃度(②)は、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」(H12.10.23 科学技術庁告示第5号、以下「放射線数量告示」という。)第4条によれば、次のように定められている。(なお、原子力規制委員会設置法附則第32条第4項は、「附則第1条第3号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する旧放射線障害防止法の規定によって発せられた文部科学省令は、新放射線障害防止法の相当規定に基づいて発せられた相当の原子力規制委員会規則としての効力を有する。」と定めているので、上記放射線数量告示がなお効力を有している。)

①⇒3か月間につき1.3mSv

②⇒8条に規定する密度(セシウム137の場合、 α 線を放出しないので、 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$)の10分の1【すなわち、 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ($40\text{kBq}/\text{m}^2$)】

イ 医療法

医療法は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項を定めること等により国民の健康の保持に寄与することを目的とする法律である(同法1条)が、同法施行規則30条の14の3第5号、30条の26第3項、第6項、別表第5は、管理区域を次のように定義づけている。

- (ア) 外部放射線に係る線量については、3か月間につき年1.3mSvを超えるおそれのある場所
- (イ) 空気中の放射線同位元素の濃度について(以下省略)
- (ウ) 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、 α 線を放出しないセシウム137の場合、 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ($40\text{kBq}/\text{m}^2$)を超えるおそれのある場所

ウ 電離放射線障害防止規則

労働安全衛生法は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立等、その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、労働者の安全と健康を確保すること等を目的とするものである（同法1条）が、同法及び同法施行令の規定に基づいて定められた電離放射線防止規則（昭和47年9月30日労働省令第41号）第3条、別表第三は、管理区域を次のように定義づけている。

- (ア) 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3mSvを超えるおそれのある区域
- (イ) 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一【 α 線を放出しないセシウム137の場合、 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ($40\text{kBq}/\text{m}^2$)】を超えるおそれのある区域

エ 人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）

人事院規則10-5は、職員の放射線障害の防止について必要な事項を定めたものである（同規則第1条）が、その第3条3項は、管理区域を次のとおり定義づけている。

- (ア) 外部放射線による実効線量が、3月間につき1.3mSvを超えるおそれのある区域
- (イ) 空気中の放射性物質の濃度が、人事院の定める濃度を超えるおそれのある区域
- (ウ) 放射性物質によって汚染される物の表面の放射性物質の密度が、人事院の定める密度【人事院規則10-5の運用について（昭和38年12月3日職厚2327号 人事院事務総長発）の「第3条関係について」2、放射線数量告示第4条第2項により、 α 線を放出しないセシウム137の場合、 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ($40\text{kBq}/\text{m}^2$)】を超えるおそれのある区域】

オ 以上のとおり、各法令、規則における「管理区域」（以下「放射線管理区域」という。）の定義は共通しており、いずれの法令、規則についても、①外部放射線による実効線量が3月間につき1.3mSvを超えるおそれのある区域、②放射性物質によって汚染される物の表面の放射性物質の密度が、セシウム137の場合で $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ($40\text{kBq}/\text{m}^2$) を超えるおそれのある区域は、放射線管理区域なのである。

- (2) （放射線）管理区域の趣旨

放射線管理区域とは、人が不必要な放射線被ばく防ぐため、放射線量が一定以上ある場所を明確に区域し人の不必要な立ち入りを防止するために設けられる区域である。各法令、規則は、被ばくが人の健康被害を引き起こし得るという認識を前提に、放射線管理区域について、厳格な規制をしている。その一部を指摘すると、次のとおりである。

ア 放射線障害防止法施行規則

- (ア) 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けなければならない（第14条の7第1項8号、第14条の9第1項6号、第14条の11第1項9号、第3項4号）
- (イ) 管理区域の目につきやすいところに放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること（第15条第1項11号）
- (ウ) 管理区域に立ち入る者を「放射線業務従事者」とする（第1条第8号）。管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること（第15条第1項12号、第17条第1項9号）
- (エ) 管理区域に立ち入る者については、管理区域に立ち入っている間継続して、外部被ばくによる線量測定を行う（第20条第2項1項ホ）
- (オ) 管理区域に立ち入る者に対しては教育及び訓練を行う（第21条の2第1項1号）

イ 医療法施行規則

- (ア) 管理区域の境界には、さく等を設け、管理区域である旨を示す標識を付すること（第30条の14の3第1項5号、第2項6号、第3項8号）
- (イ) 病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所内における管理区域に、管理区域である旨を示す標識を付し、管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置を講じなければならない（第30条の16第1項、第2項）
- (ウ) 管理区域に立ち入る者を「放射線診療従事者」等とし、その実効線量限度、等価線量限度を管理する（第30条の18）
- (エ) 外部被ばく線量の測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行う。

ウ 電離放射線防止規則

- (ア) 放射線業務を行う事業の事業者は、管理区域を標識によって明示しなければならない（第3条第1項）。
- (イ) 事業者は、必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない（第3条第4項）
- (ウ) 事業者は、管理区域内の労働者の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない（第3条第5項）
- (エ) 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない（第8条第1項）
- (オ) 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者は、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着しなければならない（第8条第5項）
- (カ) 事業者は、管理区域の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない（第31条第1項）
- (キ) 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。（第32条第1項）
- (ク) 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。（第56条第1項）

エ 人事院規則10-5

- (ア) 各省各庁の長は、業務上管理区域に立ち入る職員の外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。（第5条第1項）
- (イ) 各省各庁の長は、管理区域を標識により明示しなければならない。

各省各庁の長は、必要のある職員以外の職員を管理区域に立ち入らせてはならない。各省各庁の長は、管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の緊急措置等放射線障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。(第13条第1～第3項)

オ 以上のように、各法令、規則は、放射線管理区域に立ち入る者を限定し、立ち入る者については教育訓練を施すとともに、厳重な被ばく管理を行う一方、事業者等に対し、それ以外の者が立ち入ることを防止する対策を求めているのである。これは、放射線管理区域の基準を超える放射線環境に一定期間以上滞在することによって、その者の健康に無視できないリスクがあるとの認識を前提にするものと解せざるを得ない。

そうすると、被告基礎自治体らは、放射性管理区域と同等の被ばく環境、すなわち土壌1平方メートル当たり4万ベクレルのセシウム137が検出される環境で子供たちを生活させてはならないのであって、そのような環境下に教育施設がある場合は、被告基礎自治体には、少なくとも希望する子どもとの関係では、安全な環境下の教育施設で教育活動を実施する義務があるというべきである。

3 第3の基準－放射性同位元素の存在

(1) 放射性同位元素

放射性同位元素とは、一般名詞としては、放射能をもつ同位元素のことをいう(「ラジオアイソトープ」ともいう。)が、放射線障害防止法及び医療法では、一定の数量以上、又は一定の濃度以上の放射性同位元素を「放射性同位元素」という(放射線障害防止法第2条第2項、同法施行令第1条、放射線数量告示第1条、医療法施行規則第24条3号、別表第二)。そして、その一定の数量(以下「下限数量」という。)及び一定の濃度とは、密閉されていない場合、セシウム134、137では、いずれも1万ベクレル(数量)、10ベクレル/g(濃度)であり、同位元素が2種類の場合は、各数量に対する割合の和が1となるようなそれらの数量、各同位元素の濃度の割合の和が1となるようなそれらの濃度とされている。

(2) 放射性物質

放射性物質とは、一般名詞としては、放射能を持つ物質の総称であるが、電離放射線障害防止規則、人事院規則 10-5 では、一定の数量以上、又は一定の濃度以上の放射性同位元素を「放射性物質」という（電離放射線障害防止規則第 2 条第 2 項、別表第一、人事院規則 10-5 第 3 条第 2 項、別表第一）。そして、その一定の数量（以下「下限数量」という。）及び一定の濃度とは、密閉されていない場合、セシウム 134、137 では、いずれも 1 万ベクレル（数量）、10 ベクレル/g（濃度）であり、同位元素が 2 種類の場合は、各数量に対する割合の和が 1 となるようなそれらの数量、各同位元素の濃度の割合の和が 1 となるようなそれらの濃度とされている。

(3) 法律の趣旨

以上のとおり、放射線障害防止法及び医療法にいう「放射性同位元素」と、電離放射線障害防止規則、人事院規則 10-5 にいう「放射性物質」は同義である（以下、法律用語としての「放射性同位元素」「放射性物質」をいうときは、一般名詞としてのそれらと区別するため、鍵括弧を付すこととする。）が、各法令及び規則は、「放射性同位元素」及び「放射性物質」の取扱いについて厳重な規制をかけている。一部を指摘すると、次のとおりである。

ア 放射性障害防止法

(ア) 「放射性同位元素」の使用、詰替え及び装備をしようとするものは原子力規制委員会の許可を受けなければならない（3 条 1 項）。原子力規制委員会は、上記許可をしたときには許可証を交付する（9 条 1 項）が、その許可証には、「放射性同位元素」の種類、密封の有無、数量を記載しなければならない（9 条 2 項）。許可を受けないで「放射性同位元素」を使用した者は、刑罰が科される（51 条 1 号）。

(イ) 許可届出使用者等は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び「放射性同位元素」等による汚染の状況を測定しなければならない。（20 条 1 項）

(ウ) 許可届出使用者は、帳簿を備え、「放射性同位元素」の使用、保管又は廃棄に関する事項を記載しなければならない。（25 条 1 項）

(エ) 「放射性同位元素」は、例外を除き、譲り渡し、譲り受け、貸し付

け又は借り受けてはならない。(29条)

(オ) 「放射性同位元素」は、法令に基づく場合又は例外を除き、所持してはならない。(30条)

(カ) 「放射性同位元素」は、例外の場合を除き、海洋投棄してはならない(30条の2)

(キ) 「放射性同位元素」を18歳未満の者に取り扱わせてはならない(31条第1項)

イ 医療法

(ア) 病院又は診療所に、診療用「放射性同位元素」を備えている場合、備えなくなった場合は、所在地の都道府県知事に届け出なければならない(医療法15条3項、同法施行規則第24条第9号、13号)

(イ) 診療用「放射性同位元素」使用室は、主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とし、出入口は1か所とし、診療用「放射性同位元素」使用室である旨を示す標識を付すこと等(同法施行規則第30条の8)

(ロ) 診療用「放射性同位元素」使用室の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない(同法施行規則第30条の13)

(エ) 病院又は診療所の管理者は、「放射性同位元素」を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止する措置を講ずる。(同法施行規則第30条の18第1項6号)

(オ) 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用「放射性同位元素」の入手、使用及び廃棄並びに「放射性同位元素」によって汚染された物の廃棄に関し、入手、使用又は廃棄の年月日等を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

ウ 電離放射線障害防止規則

(ア) 事業者は、「放射性物質」を装備している機器については、装備している「放射性物質」に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクレル)、当該「放射性物質」を装備した年月日並びに所有者の氏名又は名称を明記した標識を掲げなければならない。(第14条)

(イ) 事業者は、放射性物質を装備している機器を設置するときは、専用

の室（以下「放射線装置室」という。）を設け、その室内に設置しなければならない。（第15条）

(ウ) 事業者は、密封されていない「放射性物質」を取り扱う作業を行うときは、専用の作業室を設け、その室内で行わなければならない。（第22条）

(エ) 事業者は、「放射性物質」を取り扱うことにより、「放射性物質」の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、労働者とその「放射性物質」との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物に付着しないようにするため、幕等の設備を設けなければならない。（第26条）

(オ) 事業者は、「放射性物質」取扱作業室その他の「放射性物質」を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。（第41条の2）

エ 人事院規則10-5

(ア) 各省各庁の長は、「放射性物質」装備機器について、機器の種類並びに装備された「放射性物質」に含まれた放射性同位元素の種類及び数量を明記した標識を、当該装置若しくは機器又はその附近の場所に掲げなければならない。（第8条）

(イ) 各省各庁の長は、職員に作業室その他「放射性物質」を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所における飲食及び喫煙を禁止しなければならない。（第18条）

(ウ) 各省各庁の長は、「放射性物質」が多量に漏れ、こぼれ、又は散逸した場合には、著しく放射線にさらされ、又は汚染されるおそれの生じた区域から直ちに職員を退避させなければならない。（第20条）

(4) 小括

以上のように、我が国の法令及び規則は、放射線障害防止法、医療法にいう「放射性同位元素」、電離放射線障害防止規則、人事院規則10-5にいう「放射性物質」（以下「放射性同位元素等」という。）については、これを厳重に管理させ、業務上の必要がない限り、人がこれと接することを極力制限し、業務上これを取り扱う場合であっても、これによる被ばくを

極小化するように努めているのである。これらの立法の基礎となっているのは、「放射性同位元素等」による被ばくが健康に重大なリスクを与えるとの認識である。

そうすると、大人よりもはるかに放射線に対する感受性が高い子供が、日常生活において、「放射性同位元素等」と接するようなことがあってはならないのであって、学校、自宅、通学路等の子どもの生活環境に「放射性同位元素等」が存在する場合、すなわち、1キログラム当たりセシウム137単独で、あるいはセシウム137と同134を合算して1万ベクレルを超える土壌が存在する場合、被告基礎自治体らは、少なくとも希望する子どもとの関係では、安全な環境下の教育施設で教育活動を実施する義務があるというべきである。

(5) 付言

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）17条、同法施行規則第14条によれば、環境大臣は、1kg当たりセシウム134、同137が合算で8000ベクレルを超えるものは「指定廃棄物」として指定するものとされ、指定廃棄物については、国が、収集、運搬、保管及び処分をする義務を負担している（同法第19条）。

ところで、その「指定廃棄物」がセシウム134及び同137の合算で1万ベクレル/kgを超える場合、これは、「放射性同位元素」にも該当するところ、放射線障害防止法によると、「放射性同位元素」を使用し、あるいは詰替えをしようとする場合は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない（同法3条）、その許可申請書には、管理区域を示さなければならない（同法施行規則第2条第2項4号）から、その前提として、「放射性同位元素」を使用し、あるいは詰め替える場所を「管理区域」に指定しなければならないことになる。子どもたちの生活環境に放射線管理区域が存在するような事態は、法が許容しないというほかはない。

4 基準の具体的適用

以上のように、子供たちは、第1～第3の基準のどれかに該当する限り、所属する基礎自治体に対し、そのような健康リスクのある環境ではなく、安全な環境下の教育施設で教育することを求めることができる。

そこで、県内子ども原告らの生活環境が上記各基準に該当するか否かを検討する。

(1) 第1の基準

県内子ども原告らのうち、原告番号1の1、1の2、2の1、3及び4の各1、2、5の1～3、6ないし8の各1、12ないし15の各1が第1の基準を満たすことは訴状6～8頁に記載した（なお、7の1については、通学路を測りなおしたので、その後の数値を甲E7第1号証の2として提出する（その経緯については、甲D第14号証を参照されたい）。

原告番号9ないし11の各1、2、16の1については、甲E9第1・2号証の1、甲E10第1号証の1、同第2号証の1、甲E11第1号証の1、同第2号証の1、甲E16第1号証の1のとおりである。

原告番号28～31の各1、32の1～3、33～35の各1、36の1、2については、甲E28第1号証の1、甲E29第1号証の1、甲E30第1号証の1、甲E31第1・2号証の1、甲E32第1号証の1、同第2号証の1、甲E第33第1号証の1、甲E34第1号証の1、甲E第35第1号証の1、甲E36第1号証の1、同第2号証の1のとおりである。（なお、原告番号36の1、2については、データ数が不十分であるため、追って、再測定の手配である。）

いずれの原告についても、第1の基準を満たす。

あらためて数値を指摘すると、次のとおりである。

原告番号	学校番号	測定日（平成26年）	平均値（ μ Sv/時）
7-1	9	10月28日	0.16
9-1	11	9月15日	0.43
9-2	11	同上	0.43
10-1	11	同上	0.45
10-2	12	同上	0.44
11-1	13	同上	0.42
11-2	14	同上	0.34
16-1	18	同上	0.37
28-1	19	10月3日	0.73
29-1	19	10月4日	0.61

30-1	19	10月7日	0.58
31-1	20	同上	0.60
31-2	20	同上	0.52
32-1	21	10月2日	0.52
32-2	22	同上	0.52
33-1	23	10月28日	0.48
34-1	24	11月12日	0.17
35-1	25	11月12日	0.28
36-1	26	11月18日	0.32
36-2	27	同上	0.32

(2) 第2の基準

甲D第10号証の2は、金沢星稜大学女子短期大学部の沢野伸浩教授に依頼して、セシウム137による土壤汚染40kBq/m²の地域を図示したものである。甲D第10号証の3は、沢野伸浩教授に依頼して、県内子ども原告らの自宅及び学校における土壤のセシウム137の1平方メートル当たりの濃度を算定してもらった結果である。これらの基礎データは、文科省の航空モニタリングデータである。

これによると、県内子ども原告らの自宅及び学校のセシウム137による土壤汚染は、ほとんどが放射線管理区域の基準である4万ベクレル/m²を超えており、最も高いのは、原告6-1の自宅で、その数値は18万1970ベクレル/m²である。原告4-1、2、同5-1～3、同9-1、2の各自宅、原告3-1、同4-1、同5-3、同6-1、同9-1～3、同10-2の通う学校も、10万ベクレルを超えている。他方、4万ベクレルに満たないのは、原告7-1、同12-1、同13-1、同14-1の各自宅、原告7-1、同12-1、同13-1、同14-1、同16-1の各学校である。

原告7-1、同12-1、同13-1、同14-1については、各原告の生活環境（自宅周辺、学校周辺、通学路周辺）にある土壤について1m²当たりのセシウム134、同137の濃度を京都大学大学院工学研究科の河野益近先生に測定していただいた。その結果は、甲E7第1号証の3、

4、甲E12第1号証の2、3、甲E13第1号証の2、3、甲E14第1号証の2、3のとおりである。

これによると、1㎡当たりのセシウム134、137の濃度（合算）の最高値は、原告7-1について、21万8000±5000ベクレル/㎡、原告12-1について、51万0000±4000ベクレル/㎡、原告13-1について15万7000±200ベクレル/㎡、原告14-1について11万4000ベクレル/㎡である。

そうすると、県内子ども原告らのすべてが、放射線管理区域の環境下で日常生活を送ることを余儀なくされているのであって、第2の基準を優に満たすことになる。

(3) 第3の基準

原告7-1、同12-1、同13-1については、各原告の生活環境（自宅周辺、学校周辺、通学路周辺）にある土壌1kg当たりのセシウム134、同137の濃度（合算）を上記河野益近先生に測定していただいた。その結果は、甲E7第1号証の3、4、甲E12第1号証の2、3、甲E13第1号証の2、3、甲E14第1号証の2、3のとおりである。

これによって、原告7-1、同12-1、同13-1については、生活環境に、「放射性同位元素等」が存在することが明らかになった。具体的には次のとおりである。

ア 原告7-1

採取場所「田村市②-4」の溜めマスの泥（水あり）282.9グラムは、セシウム134、同137合算で、1万3200±100ベクレル/kgを記録した。この試料は、泥の一部を採取したものであり、試料の周辺には同様の泥が大量に存在しており、優に1kgは超えるものである。

イ 原告12-1

採取場所「いわき市⑥-1」の側溝の泥337.4グラムは、セシウム134、同137合算で、1万1000±80ベクレル/kgを記録した。この試料は、泥の一部を採取したものであり、試料の周辺には同様の泥が大量に存在しており、優に1kgは超えるものである。

ウ 原告13-1

採取場所いわき市④-4の苔244.6グラムは、セシウム134、同137合

算で、 $1万0200 \pm 200$ ベクレル/kgを記録した。この試料は、苔の一部を採取したものであり、試料の周辺には同様の苔が大量に存在しており、優に1 kgは超えるものである。

5 まとめ

以上のとおり、すべての子ども原告について、その生活環境が第1ないし第3の基準のうちの一つ又は複数を満たしているから、すべての子ども原告らは、被告基礎自治体らに対し、安全な地域で教育を受ける権利を有している。

以上